

習志野市教育委員会会議録
(令和元年第9回定例会)

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---------|---|--------|---------|--|--------|---------|--|---------|---------|--|---------------|---------|--|---------|---------|--|---------|---------|--|----------|-------|--|----------|---------|--|----------|---------|--|----------|---------|--|----------|-------|--|--------|-------|--|--------|---------|--|------|-------|--|------------|---------|--|------------|---------|--|----------|-------|--|-----------|---------|--|--------|---------|--|--------|---------|--|---------|-------|--|---------|---------|--|---------|---------|--|---------|---------|--|---------|---------|--|---------|---------|--|---------|---------|--|-------------|---------|--|-----------|---------|--|-----------|---------|--|
| 1 | 期 日 | 令和元年9月25日(水)
市庁舎3階大会議室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後3時55分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 出席委員 | <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">教 育 長</td> <td style="width: 30%;">小 熊 隆</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>梓 澤 キヨ子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>古 本 敬 明</td> <td></td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>赤 澤 智津子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>高 橋 浩 之</td> <td></td> </tr> </table> | 教 育 長 | 小 熊 隆 | | 委 員 | 梓 澤 キヨ子 | | 委 員 | 古 本 敬 明 | | 委 員 | 赤 澤 智津子 | | 委 員 | 高 橋 浩 之 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教 育 長 | 小 熊 隆 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委 員 | 梓 澤 キヨ子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委 員 | 古 本 敬 明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委 員 | 赤 澤 智津子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委 員 | 高 橋 浩 之 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 出席職員 | <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">学校教育部長</td> <td style="width: 30%;">櫻 井 健 之</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>生涯学習部長</td> <td>齊 藤 勝 雄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部参事</td> <td>小 澤 由 香</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部・生涯学習部技監</td> <td>遠 藤 良 宣</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>天 田 正 弘</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯学習部次長</td> <td>村 山 典 久</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部副参事</td> <td>小 平 修</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部副参事</td> <td>府 馬 一 雄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部副参事</td> <td>佐々木 博 文</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部副技監</td> <td>江 口 浩 雄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯学習部副参事</td> <td>吉 岡 治</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育総務課長</td> <td>中 野 充</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育課長</td> <td>本 間 千佳子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指導課長</td> <td>蓮 一 臣</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校給食センター所長</td> <td>大河内 俊 彦</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合教育センター所長</td> <td>笹 生 康 世</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯スポーツ課長</td> <td>三 橋 智</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青少年センター所長</td> <td>渡 辺 雅 和</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央公民館長</td> <td>河 栗 太 一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央図書館長</td> <td>岡 野 重 吾</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>利根川 賢</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>村 山 貴 弘</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>齊 藤 洋 介</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>永 田 容 子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>青 野 孝 幸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯学習部主幹</td> <td>藤 原 友 哉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯学習部主幹</td> <td>中 村 裕 美</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育課主任管理主事</td> <td>野 村 健 一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指導課主任指導主事</td> <td>杉 山 健 一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指導課主任指導主事</td> <td>窪 田 準 子</td> <td></td> </tr> </table> | 学校教育部長 | 櫻 井 健 之 | | 生涯学習部長 | 齊 藤 勝 雄 | | 学校教育部参事 | 小 澤 由 香 | | 学校教育部・生涯学習部技監 | 遠 藤 良 宣 | | 学校教育部次長 | 天 田 正 弘 | | 生涯学習部次長 | 村 山 典 久 | | 学校教育部副参事 | 小 平 修 | | 学校教育部副参事 | 府 馬 一 雄 | | 学校教育部副参事 | 佐々木 博 文 | | 学校教育部副技監 | 江 口 浩 雄 | | 生涯学習部副参事 | 吉 岡 治 | | 教育総務課長 | 中 野 充 | | 学校教育課長 | 本 間 千佳子 | | 指導課長 | 蓮 一 臣 | | 学校給食センター所長 | 大河内 俊 彦 | | 総合教育センター所長 | 笹 生 康 世 | | 生涯スポーツ課長 | 三 橋 智 | | 青少年センター所長 | 渡 辺 雅 和 | | 中央公民館長 | 河 栗 太 一 | | 中央図書館長 | 岡 野 重 吾 | | 学校教育部主幹 | 利根川 賢 | | 学校教育部主幹 | 村 山 貴 弘 | | 学校教育部主幹 | 齊 藤 洋 介 | | 学校教育部主幹 | 永 田 容 子 | | 学校教育部主幹 | 青 野 孝 幸 | | 生涯学習部主幹 | 藤 原 友 哉 | | 生涯学習部主幹 | 中 村 裕 美 | | 学校教育課主任管理主事 | 野 村 健 一 | | 指導課主任指導主事 | 杉 山 健 一 | | 指導課主任指導主事 | 窪 田 準 子 | |
| 学校教育部長 | 櫻 井 健 之 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯学習部長 | 齊 藤 勝 雄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部参事 | 小 澤 由 香 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部・生涯学習部技監 | 遠 藤 良 宣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部次長 | 天 田 正 弘 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯学習部次長 | 村 山 典 久 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部副参事 | 小 平 修 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部副参事 | 府 馬 一 雄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部副参事 | 佐々木 博 文 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部副技監 | 江 口 浩 雄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯学習部副参事 | 吉 岡 治 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育総務課長 | 中 野 充 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育課長 | 本 間 千佳子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指導課長 | 蓮 一 臣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校給食センター所長 | 大河内 俊 彦 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総合教育センター所長 | 笹 生 康 世 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯スポーツ課長 | 三 橋 智 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 青少年センター所長 | 渡 辺 雅 和 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中央公民館長 | 河 栗 太 一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中央図書館長 | 岡 野 重 吾 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部主幹 | 利根川 賢 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部主幹 | 村 山 貴 弘 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部主幹 | 齊 藤 洋 介 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部主幹 | 永 田 容 子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部主幹 | 青 野 孝 幸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯学習部主幹 | 藤 原 友 哉 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯学習部主幹 | 中 村 裕 美 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育課主任管理主事 | 野 村 健 一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指導課主任指導主事 | 杉 山 健 一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指導課主任指導主事 | 窪 田 準 子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 臨時代理の報告について
(平成30年度教育費決算について)
- (2) 習志野市教育委員会教育長の所掌事務の一部を教育機関等の長に委任する規程及び習志野市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について
- (3) 生涯学習複合施設の進捗状況について
- (4) 成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢について

第3 議決事項

議案第45号 習志野市要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱の一部を改正する告示の制定について

議案第46号 習志野市通学区域審議会への諮問について

第4 協議事項

協議第1号 習志野市学校施設再生計画(第2期計画)(素案)について

協議第2号 習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第3期計画(素案)について

協議第3号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長が

令和元年習志野市教育委員会第9回定例会の開会を宣言

小熊教育長が

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が1名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

会議規則第13条の規定により、議案第46号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

小熊教育長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

令和元年第8回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 臨時代理の報告について

(平成30年度教育費決算について)

(教育総務課)

中野教育総務課長

報告事項(1)「臨時代理の報告について(平成30年度教育費決算について)」、説明する。

1点目として市全体の決算額、2点目として教育費の決算額、3点目として平成30年度の教育費における主な取り組みを説明する。

1点目、市全体の決算額である。歳入の市全体の決算額の合計は617億4千800万円である。この中で、自主財源と言われる習志野市が自主的に調達することができる収入は、市税が286億7千万円である。これには、市民税や固定資産税が含まれている。次に、依存財源は238億8千万円である。これは国や県から交付される収入であり、この中の大きなものは国庫支出金であり、82億5千200万円である。自主財源と依存財源の比率としては、6割が自主財源となっている。

次に、市全体の歳出であるが、決算額は593億3千400万円となっている。一番大きな支出が民生費である。生活保護や高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉に関する費用となっており、歳出全体の40.2パーセントとなっている。教育費は全体の歳出の中で2番目に大きいものになっており、91億2千700万円である。過去5年の市全体の決算額を見ると、平成26年度は歳入が559億1千万円、歳出が519億5千900万円であるが、平成27年度にはそれぞれ約20億円増加する。平成28年度には約70億円上がり、平成29年度には約40億円下がる。平成28年度だけ突出して金額が大きくなっている。これは何かというと、新庁舎建設工事費の増大によるものとなっている。全体的には、基本的に右肩上がりの歳入歳出となっている。

2点目の教育費の決算額であるが、歳入として、16億4千100万円となっている。市全体の決算額と同様に、自主財源、依存財源の区分に分けると、自主財源は11億1千500万円である。自主財源の中で諸収入として8億7千万円あるが、そのほとんどが給食費である。その他、使用料及び手数料として2億4千100万円あるが、その内訳としては習志野高校の授業料や、幼稚園保育料、習志野文化ホールの使用料が入っている。依存財源としては、5億2千600万円であるが、その大半を占めるのが国庫支出金であり、5億2千100万円となっている。この中身としては、給食センター建替事業や、小、中学校の大規模改造事業、谷津小学校校舎改築事業に係る国の補助金等である。

次に、歳出であるが、小学校費が15億2千100万円、社会教育費が13億5千400万円、そして、歳出の38.7パーセントを占める保健体育費が35億2千900万円となっている。教育費決算の過去5年の推移として、歳出は平成26年度が77億9千300万円、平成27年度が68億2千600万円、平成28年度が67億6千500万円、平成29年度が78億5千200万円、平成30年度が91億2千700万円であり、ほぼ横ばいとなっている。平成30年度は工事が多かったため、例年より金額が大きくなっている。歳入が少ないのになぜ歳出が多いのかという部分であるが、基本的には差額については先ほど市全体の歳入で説明した市税や借入金である市債、基金からの繰り入れで賄っている。

3点目として、平成30年度の教育費における主な取り組みを説明する。まず、給食センター建替事業であるが、16億8千500万円となっている。こちらは平成30年1月下旬に建設工事に着手した。場所としては、習志野市の芝園に建設され、平成31年4月から給食の供給を開始して

いる。給食センターの中については、食器を洗浄する洗浄室や、作業員の埃等を落とし、給食への混入を防ぐような衛生管理を行う前室がある。煮炊調理室や揚げ物・焼物・蒸物調理室はスペースを大きく取ることで導線が入り組まないようにし、衛生面の管理を徹底するようにしている。また、最近アレルギーを持っている児童生徒も多くなっていることから、アレルギー専用調理室を設け、アレルゲン物質の誤混入を防ぐようにしている。

次に、小中学校の大規模改造事業であるが、平成30年度においては東習志野小学校、袖ヶ浦西小学校、第四中学校で一部改修工事を行った。スライド資料10ページ目左の写真は屋根の防水工事の様子である。また、屋敷小学校、藤崎小学校、向山小学校、第一中学校、第六中学校においては、トイレ改修工事を行った。スライド資料10ページ目右の写真は多目的トイレであり、小中学校ともにトイレの洋式化を進めている。

次に、谷津小学校校舎改築事業であるが、谷津小学校の改築については、平成30年度から令和3年度までの4か年の継続事業として行っている。歳出は1億7千300万円となっているが、これは平成30年度だけの歳出部分であり、全体で約52億円の予算を取っている。新校舎については令和2年9月に供用開始予定となっており、令和3年度にかけて外構工事を引き続き行っていく予定である。

次に、第二中学校体育館改築事業であるが、平成28年度から平成30年度までの3か年継続事業で建て替えを行った。新しい体育館については、平成30年2月に供用開始したところであるが、外構工事や旧体育館の取り壊しを含めて平成30年度までの継続事業として行った。新しい体育館の中には、体育館を避難所として使用することを想定し、防災倉庫を組み入れる取り組みをしており、体育館内の一部に防災倉庫が存在している。

次に、習志野文化ホール大規模改修事業であるが、これについては平成29年度から平成30年度までの2か年継続事業として実施した。成人式等に間に合うように改修工事を進め、平成31年1月に工事が完了した。内容としては、カーペットの入れ替え等を行った。

また、ソフト面としては、公民館管理運営費として、1億1千600万円となっているが、各種学級、講座の開催や、新習志野公民館の指定管理費用となっている。7公民館合計の講座等の開設状況だが、平成30年度は272学級で、参加者数は5万439人となっている。講座外も含め、延べ利用人数は45万2千700人となっている。スライド資料14ページ目右の写真は、生涯学習複合施設の一部の写真であるが、今年度から新しく中央公民館として運営されていくことになっている。

次に、特別支援教育推進事業であるが、こちらは、支援員を配置し、障がいのある児童生徒等の就学支援を行ったものである。個人配置として、配慮の必要な児童生徒に支援員を配置し、日常生活に困難のある児童生徒の支援をしている。また、学級配置として、知的障がい特別支援学級のうち、特に配慮を要する児童生徒がいる学級に対し、支援員を配置している。さらに、学校配置として、配慮を要する児童生徒がいる学校に対して配置されている支援員もあり、全小中学校に1人ずつ配置されている状況になっている。その他、研修や、児童生徒一人一人の個別の教育支援計画の作成を行っている事業である。

次に、小学校パソコン推進事業である。授業用のパソコンが学校に配置されているが、その活用の幅を広げるために、小学校12校でタブレット型に入れ替えを行った。平成29年度に656台あったデスクトップ型パソコンの内、平成30年度は480台をタブレット型に入れ替えている。パソコン1台当たりの児童数は平成30年度は13.70人となっているが、国の整備目標では3.0人となっていることから、今後も整備を進めていきたいと考えている。

次に、幼稚園運営保育費である。これは市立幼稚園9園の運営保育費である。園児数としては、平成29年度459人に対し、平成30年度は359人で、100人の減となっている。小中学校

と同様に、幼稚園にも支援を要する園児がいることから、支援員を配置している。また、預かり保育を行っており、平成30年度は延べ実施日数で1千376日預かり保育を実施している。現在、台風の影響で使えない状況にはなっているが、鹿野山少年自然の家を活用した宿泊保育も実施している。

次に、図書館資料整備事業である。図書館資料の収集整備として、図書や視覚障がい者用録音資料などの整備を実施している。平成30年度の蔵書冊数としては、37万4千490冊となっている。また、視覚障がい者用録音資料として、カセットとDAISYを整備している。DAISYというのは、デジタル録音図書と呼ばれているもので、カセットだと頭出しができない、情報量が少ないといった欠点があるが、DAISYはそれらが改善されたものとなっている。平成30年度の延べ貸し出し数は104万7千358冊であり、5万5千926人に登録をしていただき、貸し出しを行っている。

その他として、スライド資料19ページ目のとおり7点あるが、市立幼稚園及び小中学校の普通教室へのエアコン整備として、合計468室にエアコンを整備した。いじめ・不登校未然防止としては、年3回いじめアンケートを実施した。不登校の未然防止では、1日でも欠席をすれば先生から家庭に電話連絡をし、2日から3日欠席が続くようであれば、家庭訪問をし、顔を合わせて児童生徒の様子を伺うことで、長期の不登校に繋がらないよう、防止策を取っている。教育相談の充実として、この事業は総合教育センターで実施しているものであるが、不登校児童・生徒の学校復帰を支援するため、学校訪問や電話相談、来所相談を実施している。また、適応指導教室「フレンドあいあい」を実施し、学習指導や小集団活動などを行い、学校復帰を目指していくような取り組みを行っている。英語指導助手招請事業として、英語指導助手を小中学校に11人配置している。英語授業の補助や教材作成の協力、英語担当教員研修への協力などをしていただいている。文化財の保存と活用として、おはなし会やお月見の会を実施し、文化財の活用を行っている。また、埋蔵文化財の調査や出土品の分析、記録保存等を実施している。「する・みる・支える」スポーツの推進として、市内に3つある総合型地域スポーツクラブに対し、地域でのスポーツ活動を支援する活動を実施している。また、学校の体育館やグラウンドを土日等に開放し、地域の方々への運動の場の提供を行っている。地域ぐるみで子どもを見守る活動として、職員による防犯パトロールの実施や、協力いただいている家庭の軒先に「子ども110番の家」と書かれたプレートを掲げてもらい、児童生徒に万が一何かあったら助けを求められることができるよう協力していただいている。子どもの安全を地域ぐるみで守っていく活動である。

以上が教育費全体の報告である。詳細については、配布している資料にて数値等は確認していただきたい。10月の2週目に市議会の決算特別委員会がある。市議会に議案を提出し、審議していただき、承認していただくという流れになる、と概要を説明

赤澤委員

1点目として、執行率が低いものがあるが、これは個々に理由があるのか。それとも途中経過で執行されていないだけなのか。見方を教えていただきたい。2点目として、パソコンについてだが、整備についての方針はあるのか。パソコン1台当たりの児童数についての説明で、国は3人に1台としているとあったが、以前はパソコン室があり、1つの部屋で授業をしていたと思う。それが良いかはわからないが、四六時中パソコンを使うのが良いのかという問題や、デスクトップ型のパソコンとタブレット型では機能的に違いがあるのではないかという問題があると思う。教育のコンテンツによるのかと思うが、どのような主旨でタブレット型を選んでいるのか、と質問

中野教育総務課長

1点目についてだが、例えば資料3ページ目、上から9番目の「学校建設費」だが、執行率が48.6%となっている。建設事業においては、大きな予算を持っている。入札を行い、工事を行うことが多いが、その際の契約差金として、契約金額と差額が出ることもある。基本的には契約差金が多くを占めている。また、資料3ページ目に「翌年度繰越額」とあり、教育費全体で10億3千111万8千200円となっているが、当該年度中に事業が終わらず、翌年度に引き続き事業を継続していく際に、お金自体を翌年度に繰り越すということを行っている。そのため、当該年度の執行率が低くなっている項目がある。その他、対象の児童生徒が減少していたり、実施予定の事業の対象者が減少しているなど、細かい要因はあるかと思うが、教育費全体としての執行率は資料3ページ目1番上に記載のとおり、86.3%となっている、と回答

笹生総合教育センター所長

2点目についてだが、先ほどの説明にもあったとおり現状と国からの目標値が大きく異なっている。令和2年度から3年間に渡り、学習者用パソコン、校務用パソコン、大型モニター等の整備を行っていく。現在、児童生徒のパソコンは1千64台あるが、1台当たり3人という目標値を達成するためには、年間1千840台ずつ整備していかななくてはならない。できるだけ国の目標値に近づくために、今後予算措置を行いながら整備していく。また、デスクトップ型とタブレット型についてだが、現在はデスクトップ型パソコンの更新に伴い、タブレット型パソコンを整備している。台数は変わらないので、1台当たりの児童数は変わらない。今まではデスクトップ型パソコンをパソコン室に40台程度整備していたが、この場合は1クラスしか使えない。タブレット型にして持ち運びが可能になったことにより、パソコン室でなくても、各クラスや特別教室等で活用でき、活用の幅が広がる。また、タブレット型にすることにより、観察等の記録として写真を撮ることができ、そのまま記録や発表に生かすことができるという利点がある。このことから、更新時や新しいパソコンを導入する際には、タブレット型パソコンを整備していくことを計画している、と回答

高橋委員

スライド資料15ページ目、特別支援教育推進事業について、支援員にはどのような方になっているのか、と質問

蓮指導課長

支援員の方は教員免許を持っていることが望ましいとされており、必ず教員免許を持っているわけではない。広報紙等で募集を行い、応募者の面接を行った上で雇用している、と回答

高橋委員

特別支援教育に限らず、学校現場にはたくさんの方が必要だが、お金には限りがあると思う。例えば、船橋市では学習サポーター制度というものがあり、半日1千500円程度で働いてもらうということをしている。支援が必要な児童生徒のいる学級に、大学生が入るというようなことを非常に活発に行っており、千葉大学の学生も行っている。船橋市では単に働いてもらうというだけでなく、学生に対してしっかり研修を行う。そのため、船橋市の学校も助かっているし、大学生にとっても非常に良い経験になるので、学校と大学生にとってwin-winの関係になっている。今後の教員の免許法の改正に伴い、ボランティアが強調されている。千葉大学でもボランティアを必修化しているが、必ずしもボランティアの派遣先が決まっているわけではない状況である。もし習志野市がボランティアの活用等をまだ行っていないのであれば、非常に良いチャンスであり、学生からすれば習志野市で良い経験ができ、習志野市の学校にとっては若い力を活用でき

る。また、船橋市に比べて習志野市だと学校が比較的駅にも近いと思う。そういった点からも有利だと思うので、ぜひ検討していただきたい、と要望

蓮指導課長

貴重な意見を頂けたと思う。学生ボランティアの活用や、各大学との協定等で事業を進めているところではあるが、今後、ぜひ話を伺いたいと思う、と回答

梓澤委員

資料10ページ目、18番の教育研修事業について伺う。9月議会をインターネットで見えていたが、その中で教員の資質向上を求めるものがあったと思う。資料では、各種研修会を年128回開催し、延べ参加人数が2千422人となっており、実績としてはそれなりに開催しているように思う。研修の講師はどのような方を呼んでいるのか。また、受講した教員はどのような感想を持っているのか紹介していただきたい、と質問

蓮指導課長

研修については、校長研修や教頭研修、教務主任研修、教科研修等から、特別支援教育のコーディネーター、言語、難聴、自閉症・情緒障がい指導研修など、多岐に渡っている。講師については、大学の先生をはじめ、各大学の附属小学校の先生や、県の教育機関等をお願いしている。受講した教員の感想としては、研修の最後にアンケートを必ず取っているが、満足度は80パーセント以上と報告を受けている、と回答

梓澤委員

満足度は80パーセントとのことだが、残りの20パーセントはどのような意見があるのか、と質問

蓮指導課長

課題についてももう少し聞きたかったという意見等がある。課題を浮き彫りにして、対策していきたいと思う、と回答

梓澤委員

不用額を見ると、20万7千950円となっている。今年度は残り半分となるが、予算を余すことなく、有効に活用し、講師を呼んで研修していただきたい、と要望

蓮指導課長

そのように努めていきたいと思う、と回答

古本委員

スライド資料13ページ目、習志野文化ホール大規模改修事業についてだが、事業費が2億5千800万円となっている。工事の額が低くなってきたが、今後の見通しは何かあるのか、と質問

吉岡生涯学習部副参事

現在のところ、お伝えできるようなことは特にない、と回答

古本委員

お金をかけている事業なので、できる限り文化ホールを使用していただきたい。また、この先状況が変わるようであったら、考える最善の方法を選択して進めていただきたい、と要望

小熊教育長

資料2ページ目、学校給食事業収入の収入未済額の状況と、今後の対応について、給食費収納管理システムを入れて数年経過するので、説明していただきたい、と発言

本間学校教育課長

学校給食事業収入の収入未済額について、9月19日現在、過年度分の収入未済額は、学校給食センターが882万4千986円、単独小学校が333万1千482円、単独中学校が938万5千636円となっている。このことについては、未納者への督促を学校教育課から郵送していたり、学校に依頼し、保護者面談の際に、未納となっている保護者に納入について声掛けをいただいているところもある。また、児童手当てからの給食費の納付についても、平成30年2月分では3件、平成30年6月分で2件実施しており、今後も保護者への周知を行い、過年度分の収入未済の縮減を図っていく。未済の中には、口座に入金されている額が不足し、引き落としができないことによる未納が大変多くなっている。これについては、校長会や教頭会を通して、学校だよりへの期日の記載や、1週間前を目安に学校連絡メールの配信を依頼し、入金をしていただくようにしている。滞納整理マニュアルについては、債権管理課と連携を取りながら取り組んでいる、と回答

小熊教育長

歳出についてだが、資料10ページ目、14番の本市の単独事業であるサポート教員配置事業について内容を紹介していただき、成果と課題、今後の方向性について説明していただきたい、と発言

本間学校教育課長

学力学習状況調査等において、学校間に格差が生じているが、格差をなくし、市全体で学力向上を図ることが喫緊の課題と捉えている。教員は県の配置基準に従って、学級数、児童数等により決められているが、よりきめ細かな指導を行い、学力向上を目指すために、市費によって教員を雇用し、派遣している。これがサポート教員配置事業である。現在、配置は市内で1名となっているが、配置については学力テスト等の結果で必要と考えられる学校、特に小規模校は教務主任が担任を兼務しており、教員数も少ないので、そういったことを総合的に判断して配置校を選択している。成果として、算数、国語を中心に少人数指導や、個別指導を行うことで、学期を追うごとに指導を受けた児童が落ち着いて学習に取り組めるようになってきていることや、数値としても点数が上がっており、全体としての平均点も上がっている。この事業については引き続き取り組んでいきたいと考えている、と回答

小熊教育長

資料11ページ目、25番のオリンピック・パラリンピック教育推進事業の執行率が低くなっている。内容と合わせて、説明していただきたい、と発言

蓮指導課長

県教育委員会の指定を受け、事業契約を締結して実施している。本市の指定校は秋津小学校、香澄小学校、第七中学校である。指定校では、来年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、スポーツ文化や他国の文化の理解を深める学習や、福祉やボランティアと関連付けた学習を企画し、実施している。不用額が多くなった理由としては、当初60万円を見込んでいた県からの委託事業費が、最終的には30万円となったこと、委託契約が9月になったことにより、事業を始めるのが遅くなったこと、合同でのミニ集会等での講師への報償費が当初の見込みを下回ったこと、需用費として消耗品を購入する予算を多く持っていたが、県の要綱を読み込めておらず、指導が足りなかったことにより使用しなかった予算があったことがあげられる、と回答

小熊教育長

教育委員会として、どの事業も責任を持って予算を有効に活用していくために、確認させていただいた、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

報告事項(2) 習志野市教育委員会教育長の所掌事務の一部を教育機関等の長に委任する規程及び習志野市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について

(教育総務課)

中野教育総務課長

報告事項(2)「習志野市教育委員会教育長の所掌事務の一部を教育機関等の長に委任する規程及び習志野市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明する。

概要としては、大久保の生涯学習複合施設に関係するものであり、大久保公民館、大久保図書館がそれぞれ中央公民館、中央図書館に変わること及び市民会館が閉館することに伴い、規程を改正するものである。

資料2ページ目、「習志野市教育委員会教育長の所掌事務の一部を教育機関等の長に委任する規程」の新旧対照表は、市民会館が令和元年8月31日付けで閉館したことに伴い、規程の中に「市民会館の長」という文言があったため、それを削ったものである。

続いて、資料3ページ目は、「習志野市教育委員会文書管理規程」の新旧対照表で、表中「大久保公民館」を「中央公民館」に改め、また、公民館の取りまとめをする筆頭館が菊田公民館から中央公民館に変わるため、表中の順序を入れ替えたものである。市民会館については、先ほど同様に削っている。また、表中「大久保図書館」を「中央図書館」に改めている。

なお、施行日については、令和元年9月1日である、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

報告事項(3) 生涯学習複合施設の進捗状況について

(社会教育課)

藤原生涯学習部主幹

報告事項(3)「生涯学習複合施設の進捗状況について」、説明する。

生涯学習複合施設については、本年11月2日の開館を目指し、現在開館準備を進めている。今年の8月31日に建物の引き渡しを受けたので、その状況も踏まえて説明する。生涯学習複合施設については、市民からの応募によって愛称を決めた。これについては、本大久保在住の岡田氏から「プラッツおおくぼ」という原案をいただき、それを庁内で審査した結果、「プラッツ習志野」という愛称に決まった。「プラッツ」は習志野市とゆかりのあるドイツの言葉で「広場」を意味する言葉である。生涯学習の拠点施設となること、地域の活性化を図る施設となること、習志野市を発信する施設となること等の観点から、愛称を「プラッツ習志野」とした。様々な人が気軽に集い、色々な活動が行われる中で、人と人が出会い、繋がり、未来に向けた新しいまちづくりが始まるという願いが込められている。スライド資料2ページ目のロゴについては、色々な輪が重なり合っていることを表現している。様々な人が出会う部分や、様々な施設が融合している部分をロゴマークに表している。

スライド資料3ページ目のとおり、スケジュールとしては、現在11月の開館に向けて準備を進めている。8月に建物の引き渡しを受け、11月2日に第1期オープンを迎える。その後、大久保図書館のあった場所をリノベーションし、来年5月に別棟が完成する。そして、来年7月に第2期オープンを迎える。スライド資料4ページ目は、施設の配置状況である。スライド資料5ページ目は、中央公園から中央公民館、中央図書館が入る北館を見た出会いのひろばの写真である。1階が中央公民館のフロア、2階が総合案内、3階・4階が中央図書館となっている。スライド資料6ページ目は、京成大久保駅側から中央公園を見た写真である。吹き抜けのようになっているのが出会いのひろばである。向かって左手が市民ホールの入り口、向かって右手が中央公民館、中央図書館の入り口になっている。スライド資料7ページ目は、北館1階の見取り図である。予約して使用できる諸室がある。スライド資料8ページ目は、新しくなった和室の写真である。スライド資料9ページ目は、音楽室の写真である。音楽室は、防音になっている。スライド資料10ページ目は、北館2階の見取り図である。総合案内と、市民ホールがある。スライド資料11ページ目は、まだ準備中ではあるが、総合案内の写真である。2階から4階まで吹き抜けになっている。スライド資料12ページ目が市民ホールの写真で、客席からステージを見た様子である。スライド資料13ページ目は、北館3階の見取り図である。図書館と、市民ホールの上に工房や、会議室等があるフロアになっている。スライド資料14ページ目は、北館4階の見取り図で、図書館となる部分である。スライド資料15ページ目が、まだ本を入れている最中であるが、図書館の写真である。スライド資料16ページ目は、図書館の窓際の写真である。今後窓際に椅子を設置し、中央公園を眺めながら読書を楽しんでいただける閲覧席を配置する予定で、大きな窓にすることで、明るくなっている。スライド資料17ページ目は、南館で、もともと勤労会館があった場所の写真である。中央部分のガラス張りの建物が新たに増築した部分で、総合エントランスになっている。スライド資料18ページ目は、南館1階の見取り図である。調理室やこどもスペース等がある。スライド資料19ページ目は、南館の受付カウンターの写真である。スライド資料20ページ目は、多目的コーナーの写真で、板張りで、鏡があり、主にダンス等に利用していただく部屋になっている。スライド資料21ページ目は、こどもスペースの写真である。ライトを工夫していたり、床をクッションフロアにするといった工夫がされている。窓も大きくしている。スライド22ページ目は、調理室の写真である。企業局から寄附していただいた調理台等を配置している。スライド資料23ページ目は、南館2階の見取り図である。体育館等があるフロアになっている。スライド資料24ページ目は、多目的室の写真である。スライド25ページ目は、新しくなった体育館の写真である。綺麗にリノベーションされている。以上が建物の状況である。

現在の状況としては、4月に設置及び管理に関する条例、施行規則を制定し、6月に指定管理者として習志野大久保未来プロジェクト株式会社を指定した。そして、市民ホールの利用申請の

受付を開始した。7月には施設利用説明会の開催と、定期利用サークルの利用調整を行った。8月には中央公民館、スポーツ施設の利用申請の受付を開始し、8月31日に建物の引き渡しを受けた。9月から指定管理者による管理・運営が開始されており、現在、中央公民館、中央図書館は休館の中、開館に向けた準備を進めている。新しい施設の利用登録団体数は、9月1日現在で189団体となっている。また、市民ホールについては、11月から2月までで59件の利用申し込みをいただいている。

今後の予定であるが、10月いっぱいをかけて引っ越しと開館準備を行う。10月中旬には内覧会の開催を予定している。11月2日土曜日にオープニング記念式典を行い、11月2日、3日はオープニング記念イベントを開催する予定である。そして、11月4日から通常開館となる。教育委員各位には、改めて内覧会とオープニング記念式典の案内をさせていただき、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された。

報告事項(4) 成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢について (社会教育課)

吉岡生涯学習部副参事

報告事項(4)「成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢について」、説明する。

本市では、新成人の門出を祝福すべく、毎年1月の成人の日に「成人式典」及び「新成人を祝う集い」を開催している。この成人式の開催時期、対象年齢については、法令で定められていない。現在、本市においては、成人式の開催時期を毎年1月の成人の日とし、対象年齢は民法上の成年年齢に合わせ、年度内に20歳となる人としている。令和4年4月1日に施行される民法改正により、成年年齢が18歳に引き下げられるが、本市においては、民法改正後も現行どおり20歳を対象年齢とし、成人式を開催する。

20歳とする大きな理由としては、1点目として、民法改正に合わせて成人式を18歳に引き下げた場合、18歳は高校3年生の年代であり、受験や就職活動と重なるなど、当事者や保護者にとって大きな負担がかかることから、本年7月に開催した青少年問題協議会において、現行どおり対象年齢を20歳とすることが望ましいとの意見をいただいたこと、2点目として、県内他市においては、既に松戸市と香取市が対象年齢を20歳とすると公表しており、その他市町村においても、現行どおり対象年齢を20歳とする方向であることが挙げられる。成人式の名称についてだが、現在使用している成人式の名称である、「成人式典」及び「新成人を祝う集い」については、今後、変更を検討している。

資料として、成人式の様子を添付している。一番上の写真が成人式典の様子である。2番目が新成人を祝う集いとして、新成人を祝う集い実行委員会が行っている催し物である。3番目が、習志野文化ホールへの新成人の入場状況である。最後に、今年の成人式のプログラムを資料として添付している。成人式典は市と教育委員会が主催で、新成人を祝う集いは、新成人を祝う集い実行委員会が主催している。教育委員各位には、成人式に出席していただく予定であるので、改めて依頼させていただき、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(4)は了承された。

議案第45号 習志野市要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱の一部を改正する告

示の制定について

(学校教育課)

本間学校教育課長

議案第45号「習志野市要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱の一部を改正する告示の制定について」、説明する。

これは、事務整理、「性的指向及び性自認・性別違和に関する対応指針」の策定に伴い、内容及び様式の変更を行うために、提案するものである。

改正内容について説明する。まず、資料4ページ目の新旧対照表だが、第2条第1項第2号の準要保護の援助対象者について、様式と整合が取れるように記載順序を並び替える。また、同号において、判定の際に用いる所得の期間を実態にあわせて「年度」から「年」へ変更する。

次に、資料6ページ目の別表だが、給付額については基本的に国の予算単価に準じているが、新入学児童生徒学用品費については、入学前給付を行っていることより、予算単価を示す年度が不明確であるため、文言変更をするものである。「当該年度」と、申請年度なのか、入学年度なのかのかわかりにくいことから、「就学予定年度」と変更している。

次に、資料8ページ目以降の様式部分になるが、変更箇所は色付けをしている部分になる。青は削除する箇所、ピンクは追加する箇所、赤字が文言変更する箇所になっている。変更内容としては、「性的指向及び性自認・性別違和に関する対応指針」の策定に伴い、法的に義務付けられたものや、事務の性質上必要であるものを除いて性別欄を廃止することになったことにより、別記第1号様式から第4号様式における性別欄を廃止する。また、資料10ページ目の第2号様式について、この様式は新小学校1年生に対する新入学児童生徒学用品費の様式になるが、兄または姉が準要保護に認定されている児童の保護者については、新中学校1年生同様、添付書類を省略できるよう、選択肢を変更する。その他については、様式の記入漏れを減らすため、様式の整理を行う。施行期日は公示の日からとする。

また、今回の改正により様式の変更を行うが、残存する改正前の様式を使用しても無効とならないよう、経過措置として附則に追記する、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第45号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 習志野市学校施設再生計画(第2期計画)(素案)について

(教育総務課)

村山学校教育部主幹

協議第1号「習志野市学校施設再生計画(第2期計画)(素案)について」、説明する。

現在の学校施設再生計画は、平成26年度から令和元年度までの計画となっていることから、令和2年度以降の学校施設再生計画(第2期計画)の策定を進めているところである。この第2期計画の策定にあたっては、昨年度に「習志野市学校施設再生計画(第2期計画)検討専門委員会」を設置し、様々な検討を行っていただき、その意見を取りまとめた第2期計画策定に関する提言書の提出をいただいた。このことについては、習志野市教育委員会第4回定例会で報告をしたところである。その提言書を踏まえ、現在見直し作業を行っている「公共施設再生計画」との整合を図りながら、学校施設の再生を進める実施計画として、令和2年度から令和7年度までの6年間を計画期間とする第2期の学校施設再生計画の策定に取り組んでいる。現在、素案の内容について検討を進めている段階であるが、この教育委員会会議において、意見をいただき

たく、協議事項として上げたものである。

まず、学校施設再生計画の位置付けだが、スライド資料2ページ目の図にあるとおり、市の基本構想・基本計画のもと、本市教育の総合的、計画的な指針として策定している「習志野市教育振興基本計画」がある。その中で、学校環境整備を行うための計画として、習志野市学校施設再生計画がある。この学校施設再生計画については、市が策定している計画である「習志野市公共施設再生計画」と連携した計画となっている。習志野市教育振興基本計画における習志野市の教育の目指す姿としては、「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」を基本目標とし、学校施設の整備としては、「安全で潤いのある学校環境の整備」を基本方針として掲げている。この基本方針のもと、習志野市の目指す学校施設としては、現在の学校施設再生計画に基づき、1点目として、「柔軟性に富んだ施設」、2点目として、「ゆとりと潤いのある施設」、3点目として、「環境に配慮した施設」、4点目として、「安全・安心で質の高い教育環境」、5点目として、「地域との交流・連携施設」としており、以上の5点を踏まえて学校施設再生計画(第2期計画)を策定している。

次に、計画期間は、他の計画期間とあわせ、令和2年度から令和7年度の6年間としている。対象となる施設は、小学校16校、中学校7校の他、第2期計画においては、習志野高校も対象施設として含めて計画を策定している。

次に、本市における現況についてだが、本市では、昭和40年から昭和50年度前半にかけて建築された建物が多く、スライド資料7ページ目のグラフで示されているとおり、築40年以上の施設が約51%となっており、老朽化が進んでいる状況にある。このような状況の中、本市の小学校児童数・学級数の推計としては、現在、住民基本台帳を基に令和6年度までの推計を行っている。市内全体では増加傾向となっているが、大きく増えている要因としては、谷津小学校の児童と、奏の杜からバス通学をしている谷津南小学校の児童数増加の部分であり、その他の学校は、横ばいまたは減少傾向となっている。次に中学校の状況だが、令和10年度までの推計を行っており、小学校と同様に、谷津・奏の杜地区の第一中学校の生徒数が増加傾向にあり、その他の学校は、横ばいまたは減少傾向となっている。

このような現状を踏まえ、計画の策定を進めているところだが、第2期の学校施設再生計画のポイントとしては、長寿命化改修という手法を取り入れたことである。第2期計画では、現計画において先送りした学校施設を含む市内小中学校全体の老朽化に対応するため、一定の基準を設けた中で、学校施設の改築や、新たな工事手法としての長寿命化改修を計画に位置付け、老朽化した施設の改修に取り組んでいくことを考えている。長寿命化改修とは、従来のように、建築後40年程度で建て替えるのではなく、コンクリートの中性化対策等、はりや柱などの構造躯体の経年劣化を回復する工事や、耐久性の優れた仕上げ材への取り替えなどを実施し、建物の耐久性を高めていく改修のことである。長寿命化改修を実施することで、工事作業量を大幅に減少することができ、建て替えと比較して、費用の縮減が図ることができる。本市の長寿命化改修の考え方としては、スライド資料10ページ目記載のとおり、3つの要件を満たす建築物の構造躯体対策を含む改修工事を、長寿命化改修として捉えていきたいと考えている。1つ目の要件は、構造躯体のコンクリート圧縮試験結果が20N/mm²以上のもの、2つ目の要件は、建築後40年以上を経過したもの、3つ目の要件が建築後70年以上使用する予定のものである。1つ目の要件のコンクリート圧縮試験結果の数値は、コンクリートの強度を示す数値となっており、国の長寿命化計画の中でも、コンクリート圧縮強度により、長寿命化または改築等の検討を行うこととなっている。このことから、本市ではコンクリート圧縮試験結果が20N/mm²以上のものという要件を定め、長寿命化として位置付けていきたいと考えている。

このような考え方のもと、スライド資料11ページ目のとおり、工事の分類として、コンクリート圧

縮強度を基にケース1からケース3に分類している。まず、ケース1については、コンクリート圧縮強度が20N/mm²に満たない場合に、建築後61年目から改築する。ケース2については、コンクリート圧縮強度が、20N/mm²未満の場合で、築30年以上経過しているものが対象となる。その中で、建築後50年未満のものは長寿命化改修後に改築工事を行うこととし、建築後51年以上の場合は、改築工事を行うこととしている。ケース3については、築30年未満の建物ということで、必要な時期に適宜、大規模改修を行い、築後81年目に改築を行うことを予定している。このような条件設定をした中で、今後、40年間の費用試算をした結果として、今までの改築中心の計画とした場合は、スライド資料12ページ目のおりとなる。この場合、過去の施設関連経費として年間16.6億円となっているが、今後40年間を見た中では約1.8倍の費用がかかる試算となっている。令和2年度から令和7年度までの期間において、非常に費用が集中している状況となっている。これに対し、先ほど説明した長寿命化改修を取り入れた場合の試算を行ったところ、スライド資料13ページ目のおり、40年間の平均においては、過去の施設関連経費の約2倍となっているが、費用の平準化が図られている状況となっている。

この長寿命化改修の一般的なイメージを説明すると、現在、本市においては築50年で長寿命化改修を実施した後は、必要に応じて大規模改修を実施し、築80年まで施設の寿命を延ばすことになるが、計画を策定する中では、築20年程度まで延命する規模の工事を実施し、築70年で改築を行うということで試算を行っている状況である。そして、津田沼小学校などの新しい学校については、定期的な大規模改修を築20年を目途に行い、築80年後に改築ということで試算している。このような条件設定を基準として、現在、市長事務局と事業費や工事実施時期等について、調整を進めているところである。また、習志野市教育委員会第4回定例会でも説明したが、4月に検討専門委員会からいただいた提言を踏まえて策定を進めている。

提言書の抜粋として、1点目、「今後の維持・更新コストの試算」に基づく中長期的な計画の策定についてとして、建設単価の精査によるトータルコストの縮減を図る必要があるといった提言をいただいている。2点目として、現計画で事業が未実施で見送りをした部分については、第2期計画で優先的に実施する事業として位置付ける必要があるといった提言をいただいている。また、3点目として、学校施設整備水準に関すること、4点目として、余裕教室の有効活用に関すること、5点目として、改修、改築時の学習環境に関すること、6点目として、魅力ある市立高校づくりに関することなど、この他にも、検討専門委員会から様々な提言をいただいているので、提言書を踏まえた計画の策定に取り組んでいる。

最後となるが、提言の中で、計画の進行管理についても意見をいただいている。1点目として、計画については、教育環境など様々な変化に適切に対応すべく、学校施設再生計画については、適宜見直しを図ることが重要であるといったこと、また、2点目として、継続的な検討・協議する事項として、学校施設の適正規模・適正配置がある。適正規模・適正配置については、現在、まだ、本市における方針が定まっていないことから、方針が定まるまでの当面の間については、現在の施設配置を基本として、学校施設再生計画の策定を進めることとしている。その他にも様々な提言をいただいていることから、その点を踏まえて、現在、計画の策定を進めている。

今後は、学校施設再生計画(第2期計画)検討専門委員会を開催して意見をいただき、教育委員会会議やパブリックコメントにより意見を伺いながら、今年度中に計画を策定していく、と概要を説明

高橋委員

2点伺う。1点目は、長寿命化改修の具体的な工事内容や、改築の費用とどれくらい差があるのか、また、大規模改修工事とはどう違うのか教えていただきたい。2点目として、コンクリート圧

縮強度が $20\text{N}/\text{mm}^2$ を満たしているものと満たしていないものの違いを教えてください、と質問

村山学校教育部主幹

1点目についてだが、現在行っている大規模改修については、基本的には劣化した部分をただ現状に戻すような改修となるが、長寿命化改修は、建物の寿命自体を伸ばすような改修を行うものである。コンクリートの中性化対策や、はり、柱などの躯体を回復する工事を行うものである。他市町村で行っている極端な例を挙げると、建物の柱以外を残し、柱の耐性の強化を行い、新たに作るといったことを長寿命化改修として行っている自治体もある。費用等については、長寿命化にかけられるメニューによって大きく変わるため一概には言えないが、一般的に国から示されている中では、費用が6割から7割程度で、改築に比べて費用の縮減が図れるとされている。2点目の、コンクリート圧縮強度については、コンクリート圧縮強度の調査を行っている。調査年度としては、少し古い時のものだが、平成25年度に行ったものが多い。コンクリート圧縮強度については、同じ築年数であっても、建物によってバラつきがある、と回答

高橋委員

長寿命化改修は、単なる大規模改修ではなく、程度は様々で、費用が6割から7割の値になるということか。それとも、6割から7割少なくなるということか、と質問

村山学校教育部主幹

改築工事に係る費用を100%とした時に、長寿命化改修は70%の費用で済むということになる。3割から4割の削減が図れるというものである、と回答

高橋委員

コンクリートの強度が足りないというのは、何かしら工事に問題があったのではないかと連想するが、そういったことはないのか。また、コンクリート圧縮強度が $20\text{N}/\text{mm}^2$ 未満の場合は、何か安全上の問題はありますか、と質問

村山学校教育部

本市においては、コンクリート圧縮強度の基準を $20\text{N}/\text{mm}^2$ と設定しているが、国が出している手引きの中では、 $13.5\text{N}/\text{mm}^2$ を基準としているので、強度自体はまだ安全である。しかし、外壁等については、劣化等が見られる。長寿命化改修工事の設計をする中で、コンクリート圧縮強度が保たれていることがわかれば、改修は少なくて済むと考えている、と回答

赤澤委員

スライド資料3ページ目から5ページ目について、地域の人々が交流・連携しやすい空間を形成するなど、本市の教育の目指す姿の説明が前半であり、後半は長寿命化改修等、コスト面の説明であったと思う。前半で説明のあった、スライド資料4ページ目から5ページ目の(1)から(5)の本市の目指す学校施設というのは、どのように計画に反映されるのか、と質問

村山学校教育部主幹

現在建て替えを行っている谷津小学校や、今後建て替えを行う予定である大久保小学校については、建物の基本計画や設計をする段階で、スライド資料4ページ目から5ページ目に記載の

ある5つの点に留意して取り組んでいる。学校施設を考える中で、教育委員会内部の検討委員会や、その下部組織である作業部会を組織し、学校関係者や教育委員会の施設担当者等で検討を進めている。また、既存施設についても、スライド資料4ページ目から5ページ目に記載のある学校施設を目指しているが、物理的に現在の学校施設に機能を増やすのは難しいところもある。年度ごとの予算を考えながら、習志野市の目指す学校施設に近付けられるよう対応していきたいと考えている、と回答

赤澤委員

それはまた別途説明をいただけるのか。例えば、スライド資料5ページ目の(4)と(5)を両立するのは難しいが、非常に重要なことであると思う。費用のことも大事だが、この部分についての説明が丁寧にされていたので、質問させていただいた、と発言

村山学校教育部主幹

スライド資料5ページ目の(4)と(5)については、地域との交流を広げることによって、誰でも行き来ができることにはなるが、それによって安全面をどう保っていくかという課題はある。例えば、地域との交流・連携施設の中では、児童生徒との導線がある程度分けながら配置する等、考えていく必要があると考えている、と回答

古本委員

スライド資料19ページ目、検討項目として、学校施設の適正規模・適正配置や、学区の見直し、地域と連携する施設、複合化、多機能化、小中一貫教育等と、様々な提言をいただいている。一度にすぐ決められるものではないと思うが、色々検討しなくてはならない時期なのではないかと思う。谷津小学校の件を含めても、児童・生徒数が多くなってきたらその都度考えるというわけではなく、今回、学校施設再生計画を策定する中で、同時に考えていかななくてはならないと思う。今すぐというわけにはいかないと思うが、関係部署とともに、今後どうしていくのか検討してほしい。これを決めないことには、今後も同じことの繰り返しになってしまうと思う、と要望

利根川学校教育部主幹

適正規模・適正配置については、現在、教育委員会内で作業部会を設置し、教育委員会としての考え方をきちんと固めていきたいと考えている、と回答

古本委員

ゆっくりでもいいので、ぜひ進めてほしい。また、デリケートな部分も含まれていると思うので、進捗状況について情報を積極的に開示しながら進めてほしい、と発言

梓澤委員

スライド資料19ページ目の検討項目については、どれも重要なものであり、今後の本市の学校施設の方向性を左右するものだと思う。慎重に、場合によっては予算をかけて外部の意見を取り入れながら進めていただきたい、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

協議第2号 習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第3期計画(素案)
について (教育総務課)

佐々木学校教育部副参事

協議第2号「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第3期計画(素案)について」、説明する。

第3期再編計画の構成だが、こども園整備、幼稚園の再編、保育所の再編の3つが大きな構成要素となっている。再編計画の計画期間についてだが、再編計画は、平成15年度に策定したこども園構想を具体的に推進する計画として、平成22年度に第1期計画、平成26年度に第2期計画を策定している。この第2期計画の計画期間は、今年度末までとなっていることから来年度からスタートする第3期計画を策定するものである。第3期計画は、習志野市基本構想に基づく後期基本計画や、公共施設再生計画第2期計画と同様の6年間としている。

再編計画の目的だが、本市の現状として、幼稚園児数の減少、保育需要の増大、施設の老朽化などの課題があり、これに対し、施設の再編を含めた市立こども園の整備や市立保育所等の私立化など、民間活力を導入し、計画的な施設整備を行い、課題に対応するための計画である。

こども園整備の基本的な考え方として、まず、こども園構想について説明する。こども園構想は、平成15年度に策定したが、幼稚園児の減少、保育需要の増大、子育て世帯の孤立化などの課題に対し、保育所機能、幼稚園機能、子育て支援拠点機能を持ち、保護者が働いている、いないに関わらず、地域の全ての子どもたちが通える就学前施設として、こども園を整備し対応していくというものである。中学校区を単位に、7つのこども園を整備することとしている。

次は、これまでの施設再編の基本的な考え方についてである。幼稚園については、幼稚園児数の減少への対応として他の施設との統合、また、施設の老朽化への対応として、こども園化や、私立のこども園化を図ってきた。保育所についても、老朽化対策としてこども園化、あるいは定員を拡大し私立化を図ってきた。これまでのこども園整備と施設の再編についてだが、15園の市立幼稚園、14の保育所があったが、こども園構想策定時に、まず、こども園を1か所整備した。その後、第1期計画に基づいてこども園を2か所、保育所の私立化を2か所行った。現計画である第2期計画においては、こども園2か所、保育所の私立化を2か所、幼稚園をこども園化して私立化を2か所行った。その結果、本市の現状の施設は、市立こども園5園、幼稚園6園、保育所7所となっている。

第3期計画の概要だが、第1期、第2期の考え方を踏襲したうえで、こども園を2か所整備する。これにより、全ての中学校区に1園ずつのこども園整備を達成する。幼稚園の再編については、園児数の減少に応じて、こども園との統合時期を検討する。保育所の再編については、3施設を私立化し、施設の老朽化対策と待機児童対策を推進する。

これまでのこども園の整備についてだが、平成18年度には東習志野こども園を整備した。そして、平成24年度には杉の子こども園、平成26年度には袖ヶ浦こども園、令和元年度に大久保こども園及び新習志野こども園を整備し、5つの中学校区に、これまで整備してきた。こども園は、7中学校区に1つ整備することとしているが、未整備なのは、一中学区と五中学区である。第3期計画ではこの2つの中学区にこども園を整備していく。

具体的な今後のこども園の整備についてだが、一中学区には、谷津幼稚園、向山幼稚園、谷津保育所があり、この他に津田沼幼稚園、谷津南保育所が隣接している。課題としては、幼稚園児数の減少、保育需要の増大、既存施設の老朽化があり、この課題解決の方向性として既存幼稚園を活用したこども園化を図る。こども園化するのは、計画上、向山幼稚園を活用するこ

ととしている。向山幼稚園の定員を見ると、定員210人に対し、53人の園児数であり、定員を大きく下回っている。これをこども園化することで、0歳から3歳児、長時間児を加え、232人の定員を想定している。3歳短時間児を受け入れるとともに、保育需要にも対応するものである。また、こどもセンター、一時保育など多様な保育ニーズにも対応する。こども園整備にかかる課題としては、向山小学校は隣接地との高低差があり、幼稚園の入り口部分は階段になっている。また、送迎車両の導線確保として、現状の正門に接する道が一つしかない状況をどうしていくかといった、立地上の課題がある。

次に、五中学区である。五中学区には、津田沼幼稚園、藤崎幼稚園、藤崎保育所、菊田第二保育所があり、向山幼稚園、杉の子こども園が隣接している。課題としては、幼稚園児数の減少、保育需要の増大、既存施設の老朽化があり、この課題解決の方向性として、既存幼稚園を活用したこども園化を図る。こども園化は、藤崎幼稚園を活用してこども園を整備する。藤崎幼稚園の定員を見ると、定員140人に対し、39人の園児数となっている。これをこども園化することで、0歳から3歳児を加え、232人の定員を想定している。3歳長時間児を受け入れることにより、保育需要にも対応するものである。また、こどもセンター、一時保育など多様な保育ニーズにも対応する。こども園整備にかかる課題としては、藤崎小学校校舎の1階部分が幼稚園となっており、小学校の長寿命化などとの工事の協議が必要なことや、幼稚園の出入り口は、周囲が水路になっており、そこに架かった橋になっているので、車両通行が通行できないことなど、立地上の課題がある。

次は、幼稚園の再編である。幼稚園児数の推移だが、本計画においてこども園化後に残る4園について、平成25年度の355人に対し、令和元年度は204人となり幼稚園児の減少は継続している。平成31年5月1日現在では4園のうち3園が1学年1クラスとなっている。3期計画ではこども園整備に伴う統合施設は示していないが、幼稚園再編の考え方を示すことを検討している。幼稚園児童の減少により、1学年10人以下の幼稚園となると、集団教育の観点から、子ども同士の育ち合いの機会の減少、集団活動に制約、教諭の指導力向上などの課題が出てくる。本市が目指す集団教育を実施するために、将来的に各学年の園児数が10人以下になることが見込まれた場合は、同一中学校区のこども園との統合を検討することを示していきたい。

次に保育所の再編である。市立保育所については、多くが老朽化しており、その老朽化が進んでいる状況である。大久保第二保育所の築46年を筆頭に築40年前後の施設が多くを占めており、改築等が必要となっている。保育所の改築等について、市が行う場合は、国・県からの補助金が平成18年に廃止されているが、民間が保育所を整備する場合は、補助金が活用できるという状況である。これらを踏まえ、一時保育や延長保育など多様な保育ニーズへの対応、施設の老朽化対策、定員拡大による待機児童対策として市立保育所の私立化に取り組んでいく。

本計画期間中に私立化する施設は3施設を計画しており、老朽化や保育需要の高い地域などを勘案して、最も築年数が古い大久保第二保育所、それと、築41年、築39年と築年数が古く、尚且つ、現在待機児童が多い、一中学区、五中学区にある藤崎保育所、菊田第二保育所を私立化することで待機児童対策にも寄与することから、これら3つの保育所を私立化することを検討している。

最後に計画における効果であるが、この再編計画を実行すると、計画期間の6年間で449人の保育需要の定員拡大となる。平成31年4月1日現在、待機児童数は89人となっており、2つのこども園整備、3つの保育所の私立化に伴う定員拡大によりこの待機児童解消に努めたい。

再編計画第3期の説明は以上になるが、本計画の素案については今後市議会にも情報提供を行う。また、来月素案に対する意見を伺うため各保育所、幼稚園で来園する保護者と今後入園を検討している保護者に説明会を行うことを考えている。本教育委員会会議や今後開催する

説明会等でいただいた意見を踏まえて、パブリックコメント案を作成したいと考えている。パブリックコメント案については次回の教育委員会会議で示していく、と概要を説明

古本委員

全中学校区にこども園の整備をするとのことだが、今までと同様に学区という考えで、越境は認めないのか、と質問

佐々木学校教育部副参事

整備については学区に基づき行いが、越境で入園することは可能である、と回答

古本委員

ぜひ、使用者のニーズを考えていただきたい。例えば、向山幼稚園に整備された場合、津田沼幼稚園近辺の方々が通うには結構な距離がある。自分たちである程度選択をしてもらい、市としては定員を超えた場合にどのように調整するのかを考えてもらいたい、と要望

赤澤委員

現状の待機児童が89名であり、計画期間の6年間では現状よりも449名の定員増となっている。その場合待機児童よりも多くの人数を受け入れられることになるが、それは6年間の中で待機児童が増えてくることを想定しているからなのか、と質問

佐々木学校教育部副参事

本計画と併せて作成している子ども・子育て支援事業計画の中で、働き方改革や専業主婦の就労意欲についてのニーズ調査を行っている。これらの調査の中では今後就労したいという意向が示されている。また本年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、ニーズが高まることも予見される。これらのことを勘案すると幼児の人口は減少するが、今後も保育需要はあがってくると判断しており、それを含めての計画としている、と回答

赤澤委員

定員を多く見込んでおくことに異論はないが、6年間という期間の中では見通せない部分があり、1学年10人以下の幼稚園は統合と決めてしまっているのかと思う。10人以下の幼稚園はこども園にして保育需要を増やすという考え方も状況によってはあるのではないかと。6年間は期間としてかなりあり、情勢が読めない部分もあると思うが、計画の見直し等はどのように考えているのか、と質問

佐々木学校教育部副参事

現在の子ども・子育て支援事業計画では5年間という期間の中で、中間見直しを行っている。それらのことを踏まえて、現在推計している数値をそのまま5年間継続するというものではなく、御指摘いただいたとおり、毎年確認をしていく必要があると考えている、と回答

小澤学校教育部参事

少し補足をさせていただく。御指摘のとおり6年間という期間はとても長いと感じている。この度、第2期計画の期間中に香澄幼稚園、秋津幼稚園の園児数が10人を下回り、5人よりも更に少なくなるという現状があった。これは、集団教育の上で課題であると捉え、早急な対策を取らな

ければならなかったため、新習志野こども園を平成30年度に開設し、秋津・香澄地区に住む方には多大な迷惑をおかけしたという経緯がある。このような中、予測ができるものについては計画上に定めておかなければ、地域住民に多大な迷惑をかけることになることから、今回の計画の中では、10人を下回る状況になった際には同じ地区のこども園の中に統合するという内容の検討を始めると位置付け、6年間の中で起きることに対応していきたいと考えている。保育所需要についても、その都度確認をしながら、定員を拡大するだけでなく、適切な定員の設定をするべきであると考えている、と回答

赤澤委員

背景についてよくわかった、と発言

高橋委員

老朽化等に関連して私立化することと、私立化することで国や県の補助金が使えらるることであったが、補助金で賄えるのか。また、私立化というのは簡単にできるものなのか、と質問

佐々木学校教育部副参事

補助金については満額の補助ではないので、民間事業者の負担は出る。しかし、民間事業者単独の費用で実施することを考えると、補助がある分、事業を実施しやすいというメリットはある。市で実施しようとする、全額一般財源となり、市民の税金で賄われることになってしまう。また、私立化については、「私立化ガイドライン」を市で策定しており、その中で、「様々な法人を公募選考する」ということ、「保護者に十分な情報の提供を行い、保護者との話し合いを基本として、意見や要望に配慮しながら私立化を実施する」ということ、「法人が決まった後には、十分に引き継ぎを行い、私立化後も市で支援を行い、市の求める保育水準を確実に保っていく」というようなことが記載されている。それに基づき、今まで私立化を行ってきている、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第2号は終了した。

<議案第46号については非公開>

議案第46号 習志野市通学区域審議会への諮問について

(学校教育課)

本間学校教育課長

議案第46号「習志野市通学区域審議会への諮問について」、概要を説明

採決の結果、議案第46号は原案どおり可決された。

小熊教育長が

令和元年習志野市教育委員会第9回定例会の閉会を宣言